

私立幼稚園就園奨励補助金を支給

対象 市内在住で、平成27年度の市民税所得割課税額が下表の定める基準額に適用となる世帯

支給時期 平成28年1月下旬(年1回)

補助限度額 下表のとおり

※平成27年1月2日以降に市内に転入した方は、平成27年1月1日現在の住所地で発行される平成27年度市民税課税・非課税証明書などが必要で

※申込みは、7月初旬に通園する幼稚園から配布される申請書に必要事項を記入し、市内の幼稚園は直接通園する各園へ、その他市外幼稚園は直接子育て支援課保育・幼稚園係または松山・野塩出張所へ。

問合せ 子育て支援課保育・幼稚園係 ☎497・2086

補助限度額表

補助対象区分	①1人(就園)の世帯(第1子)	②1人以上(就園)の世帯(第2子)	③1人以上(就園)の世帯(第3子)	④1人以上(就園)の世帯(第4子)
生活保護世帯	308,000	308,000	308,000	308,000
市民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	272,000	290,000	290,000	290,000
市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	115,200	211,000	308,000	308,000
市民税所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯	62,200	185,000	185,000	185,000
上記区分以外の世帯	補助対象外	154,000	154,000	154,000



勇壮な舞(昨年)

伝統芸能「清戸の獅子舞」を開催

7月12日(日)に日枝神社境内などで市指定無形民俗文化財「清戸の獅子舞」が行われます。当日は午後5時ごろに中清戸の個人宅を出発し、5時30分ごろに日枝神社にて、その後午後7時ごろより日枝神社を出発し全龍寺へ行き、午後8時ごろに再び日枝神社に戻って舞が行われます。山の神や雌獅子・中獅子・雄獅子による獅子舞を、ぜひご覧ください。

「きよせひまわりコンサート」を開催

7月は、「社会を明るくする運動」強化月間です。この運動は、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指す運動です。今年はその一環として「きよせひまわりコンサート」などを開催します。



昨年行われたコンサート

対象 市内在住の方。先着500人

日時 7月11日(土)午後1時30分～

場所 清瀬けやきホール

※直接会場へ。コンサートの他、のぼり旗の設置、駅周辺での広報活動を行います。

問合せ 生活福祉課庶務係 ☎497・2058

私立幼稚園保護者負担軽減補助金を支給

対象 市内在住で、平成26年度の市民税所得割課税額が下表の定める基準額に適用となる世帯

支給時期 10月下旬・平成28年3月下旬(年2回)

補助限度額 下表のとおり

※市内の私立幼稚園7園など現行制度の幼稚園に在籍されている方で、平成27年1月2日以降に市内に転入した方は、平成27年1月1日現在の住所地で発行される平成27年度市民税課税・非課税証明書などが必要で

※こぼとの森幼稚園・前沢幼稚園など新制度移行した園に在籍する方で、平成26年1月2日から平成27年1月1日に市に転入した方は、平成26年1月1日現在の住所地で発行される平成

26年度課税・非課税証明書などが、平成27年1月2日以降に清瀬市に転入された方は、平成26・27年度両方の証明書が必要になります。

※市民税所得割額は、住宅借入金等特別・配当・外国税・寄付金控除など適用の場合は控除前で判定します。

※年齢は前年12月31日で計算。

※申込みは、7月初旬に通園する幼稚園から配られる申請書に必要事項を記入し、市内及びこぼとの森幼稚園は直接通園する各園へ、その他は直接子育て支援課保育・幼稚園係または松山・野塩出張所へ。

問合せ 子育て支援課保育・幼稚園係 ☎497・2086

早期発見・早期治療のために乳がん検診(再募集)

市に住民登録のある40歳以上の女性(昭和51年4月1日以前に生まれた方)で、1日以前に生まれた方で、昨年度市の乳がん検診を受けていない方(受診は2年に1度)。先着900人

期間 8月1日(土)～12月28日(月)

場所 織本病院・複十字病院・武蔵野総合クリニック

実施方法 視・触診とマンモグラフィ(レントゲン撮影)

費用 2千円

※60歳以上の方は無料。世帯全員が住民税非課税の方(下記へ申請すれば、無料で証明書を発行)・生活保護世帯・中国残留邦人等支

【はがき記入例】表裏

〒204-8511	乳がん検診申込み
52円	1 住所
清瀬市 健康福祉部	2 氏名(ふりがな)
健康推進課行	3 生年月日
	4 電話番号
	5 受診希望医療機関名

きよせにんじんジャムポイント2倍を実施

日ごろの感謝の気持ちを込めて、7月1日(水)～25日(土)の期間限定で、きよせにんじんジャムのポイントシールが2倍になります。



取扱店は、オレンジ色ののぼり旗が目印です。 ※詳しくは下記または清瀬商工会ホームページ <http://jam.kiyose.or.jp/> 参照。

問合せ 清瀬商工会 ☎491・6648

65歳以上の方の介護保険料が決定しました

所得段階	対象となる方	年額保険料
第1段階	生活保護・高齢福祉年金受給者の方、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	27,200円
第2段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	42,300円
第3段階	第1・第2段階に該当しない方	49,800円
第4段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	57,300円
第5段階	第4段階に該当しない方	68,200円
第6段階	120万円未満の方	76,400円
第7段階	120万円以上190万円未満の方	86,600円
第8段階	190万円以上290万円未満の方	95,500円
第9段階	290万円以上400万円未満の方	103,700円
第10段階	400万円以上500万円未満の方	113,200円
第11段階	500万円以上600万円未満の方	118,700円
第12段階	600万円以上700万円未満の方	128,200円
第13段階	700万円以上800万円未満の方	135,000円
第14段階	800万円以上900万円未満の方	144,600円
第15段階	900万円以上1,000万円未満の方	152,100円
第16段階	1,000万円以上2,000万円未満の方	163,700円
第17段階	2,000万円以上3,000万円未満の方	173,900円
第18段階	3,000万円以上の方	184,200円

◆介護保険料決定通知書は7月中旬に送付します

年金からの天引きまたは口座振替で納付する方へ、「介護保険料決定通知書」を送ります。金融機関窓口で納付する方へ「介護保険料納入通知書」を送ります。

◆納付は、便利な口座振替で介護保険料納入通知書に添付している口座振替依頼書を

◆介護保険料減免の申請

所得段階が第2・第3段階の方、世帯全員が非課税で老齢福祉年金を受給されている

高年齢支援課に提出するか、市内金融機関窓口で所定の用紙で直接お申込みください。振替開始には約2か月かかります。年金天引きの方は、口座振替のご利用はできません。

方で、一定の要件すべてに該当した方は、介護保険料が減免されます。

※申請は、高年齢支援課にある申請書に必要事項を記入し、1年間の収入が分かるもの、預貯金の額が確認できるすべての通帳を添えて直接左記へ。

問合せ 高年齢支援課管理係 ☎497・2079

家の修繕や増改築に住宅工事業者(職人さん)を紹介

「家を修繕したいが、どこに頼んだらいいかわからない」「浴槽が傷んでいるが、どこに相談すればいいか」など、住宅の修理・改築を考えている方はいませんか。

「清瀬市住宅工事あつせん事業協力会」では、市(産業振興課)で受け付けをされた方に協力会の職人さんを依頼内容に応じて紹介しています。

協力会には、大工・土木・屋根・水道・電気・畳・左官・塗装・板金・造園・タイル・ガラス・門扉・ブロック・ガスなど、さまざまな工事に携わる職人さんがいます。見積りのみでも相談に応じますので、ぜひご利用ください。

受付・問合せ 産業振興課 ☎497・2052

